

## 令和3年度 高松市立鶴尾小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

また、「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうるもの」であることから、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、ここに定める基本方針に従って、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に取り組む。

この方針において、「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）によるものとし、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。

また、対象とする児童は、本校に在籍する児童とし、「保護者」とは、それらの者に親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）とする。

### 第1 いじめの防止等に向けた基本的な方向

#### 1 いじめの未然防止

全ての児童が心の通い合う人間関係を構築できる社会性のある大人へと成長するためには、関係者が一体となった継続的な取組により、いじめを生まない土壌をつくる必要がある。このため、児童の豊かな情操や道徳心等の醸成に努め、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童が安心でき、自己有用感を感じられるなかまづくりに努める。また、児童がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない気運の醸成に努める。さらに、家庭・地域・関係機関と連携していじめの未然防止を推進するように努める。

#### 2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの早期対応の前提であり、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。また、いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。

また、日頃から、家庭、地域、関係機関と信頼関係を基盤として連携し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、児童が示す変化を見逃さないようにする。

#### 3 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、教育的配慮の下、速やかに対応しなくてはならない。

また、いじめを受けた児童を守り通すことを前提に、いじめた児童には、その行為に対して毅然とした指導等を行う必要がある。

このため、教職員全員の共通理解の下、保護者や関係機関の協力を得て組織的な対応に努める。

#### 4 教職員の資質の向上と専門的知識を有する者の活用

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質の向上に努めるとともに、生徒指導に係る体制等の充実のために、心理・福祉等に関する専門的知識を有する者の活

用等に努める。

#### 5 家庭や地域社会との連携

家庭・地域との連携を図り、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるように努める。

#### 6 関係機関との連携

関係機関の役割と業務を正しく理解し、いじめの防止等のための連携を行う。

#### 7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うなど、その事態に適切に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に努める。

### 第2 いじめの防止等のための対策の内容

#### 1 いじめの防止等のための組織

##### (1) いじめの防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、学力・進路支援担当、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、S C、S S Wによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて同委員会を開催する。

##### (2) 生徒指導委員会

毎月1回、特別な配慮を要する児童や気になる児童の現状について、全教職員で情報交換を行う。

#### 2 いじめの未然防止

##### (1) お互いの人格を尊重し合える態度の育成

各学年の生活科・総合的な学習の時間に行われる人権学習で、共生や多様性、異文化理解などを扱い、自分とは違う存在である他者を尊重する重要性を、6年間で一貫して指導し続ける。こういった学びが生活の中でも生かされる支持的風土のある学級づくりを全学級で進める。

##### (2) 道徳教育及び体験活動

いじめを未然防止するために、道徳でいじめ防止を題材とした学習を展開し、他人事ではなく、自分事として考えられるようにする。学級活動において構成的グループエンカウンターのエクササイズなどを取り入れ、いじめのない支持的な風土がどういった風土なのか、体験的に児童が理解できるようにする。

##### (3) 傍観者を生まない集団づくり

常日頃から、いじめを見て見ぬふりをしたり、助長したりせずに、「いじめは決して許されないもの」であるとの認識を浸透させながら、人と上手に関わる社会的スキルが習得できるように、学活の時間等を使って指導する。

##### (4) 保護者との連携

いじめの防止等に関する学校の取組について保護者への啓発に努めるとともに、日頃より学級担任や少人数担当、学力・進路支援担当等、児童に関わりのある教職員が随時家庭訪問等を行い、いじめの防止等に向けた保護者との関係づくりに努める。

##### (5) 関係機関や地域社会との連携

PTAや校区青少年育成会、保育所、中学校、文化センター等とも情報交換を行い、児童の様子を適時共有する。

### 3 いじめの早期発見

#### (1) 日常的な観察・情報共有等

生活ノートや、観察を通して常に児童の様子を把握するように努める。教職員間の情報共有がいじめの防止・早期発見につながるのと共通認識をもち、複数の目で児童を見るよう努める。また、悩みを安心して相談できる児童と教職員の関係づくりを日常から進める。

#### (2) アンケートの実施

年2回いじめの実態を把握するため児童アンケート（卒業後3年間学校保存）を実施する。アンケートの結果は、必要に応じて適切な内容及び方法で保護者にも伝える。

#### (3) 教育相談の実施

S C等の専門家や教職員との教育相談（鶴尾っ子ガイダンス）を実施し、児童の学校生活や友人関係の悩み等を把握する。児童が、学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ110番」や「子どもスマイルテレホン」等のいじめ問題などの相談窓口も利用できることを助言する。

#### (4) 保護者との信頼関係の構築

生活ノートや電話連絡、家庭訪問、保護者との教育相談（年5回希望者を対象に実施）等を通しての細やかな情報交換を心がけ、保護者が安心して教職員に相談できる信頼関係の構築に努める。

### 4 いじめに対する措置

#### (1) いじめを認知したときの対応

- ・教職員がいじめを目撃した場合、直ちに被害児童を守る措置を取る。
- ・いじめを受けた児童、いじめた児童、周りにいた児童、関係する教職員等から、聞き取りをし、事実関係を明らかにする。いじめと疑われる事案であっても同様に迅速な対応を行う。
- ・管理職や学年主任、生徒指導主事に事実関係を報告し、一部の教職員で対応するのではなく、いじめの早期解決および再発防止に向けて教職員全体で情報共有をし、チームで対応できるようにする。
- ・いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の保護者に事実関係を伝え、いじめの早期解決および再発防止に向けての協力を仰ぐ。
- ・いじめ事案の内容が犯罪行為として取り扱われるものと認められる場合には、警察関係機関にも連絡し、連携して対応する。

#### (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

安心して登校できるように、本人や保護者の希望等にも寄り添いながら、教職員全員で守り通すことを前提にして、早期解決及び再発防止についての話し合いを行う。また、傷ついた心へのフォローも同時に行い、必要に応じてS Cや教育相談担当、養護教諭とのカウンセリングの場を設定する。

#### (3) いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言

いじめを行った児童には、いじめた理由やその時の気持ちにも踏み込みながら、いじめは犯罪行為にもつながる重大な行為であり、決して許されないことについて毅然とした指導を行う。保護者には、学校が講ずるいじめの早期解決及び再発防止の措置を説明し、学校と共に指導を継続していく協力を求める。児童、保護者共に、状況に応じて、S Cによるカウンセリングを受けられる場を設定する。

#### (4) 学級又は学校全体への指導

いじめは許されない行為であること、また、傍観者であることも悪いことであるという認識を、学級又は学校全体で共有し、他人事ではなく、自分事として捉えられるよう指導を行い、再発防止を図る。また、苦しんでいる友だちへの関わり方について考えられる場を設定する等、全ての児童が安心でき、自己有用感を感じられるなかまづくりに努める。

#### (4) 専門的知識を有する者や関係機関との連携

必要に応じて、SC等の専門的知識を有する者や、保育所、中学校、文化センター等とも情報共有し、いじめの早期解決及び再発防止に向けて連携する。また、高学年においては、中学校に進学することにも配慮し、SSWとの連携も図るようにする。

#### 5 教職員の資質の向上

アンケート分析の仕方や、児童の見取り方の研修、集団づくりの研修などを行い、いじめの未然防止や早期発見のための資質の向上に努める。

#### 6 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

発達段階に応じて、情報モラルに関する指導を、道徳教育や学級活動で行う。インターネット等の適切な利用の仕方等について、学級懇談会等で取り上げ、保護者へ啓発をする。

#### 7 学校評価における留意事項

学校評価を行うに際して、いじめの問題を取り扱う場合には、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、いじめの防止等のための適切な取組について評価するよう留意する。

### 第3 重大事態への対処

#### 1 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した際は、速やかに高松市教育委員会に報告する。

#### 2 調査

重大事態に対して、高松市教育委員会の調査が必要となった場合は、調査員の調査活動に対して、児童への教育的配慮の下、便宜を図る。また、学校が中心となって調査を行う場合は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行う。

#### 3 保護者への報告等

調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を、教育的配慮をした上で適切に提供する。

調査によって確認された事実関係等は、関係する児童やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、同種の事態の発生の防止に努めるために活用するよう配慮する。

### 第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

この基本方針は、より実効性の高い取組を実施するため、いじめの防止等に関する国、県、市及び市教委の施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。